

漁場計画内容

(令和6年1月1日免許)

佐賀県内水面

共同漁業権

1 共同漁業

(1) 公示番号 別表のとおり

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 別表のとおり

イ 漁業の名称 別表のとおり

ウ 漁業の時期 別表のとおり

エ 漁場の位置 別表のとおり

オ 漁場の区域 別表のとおり

カ 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

(3) 制限又は条件

毎年度、佐賀県内水面漁場管理委員会が定める増殖計画を実施しないときは、免許を取り消すことがある。

(4) 免許予定日 令和6年1月1日

(5) 申請期間 令和5年10月11日から令和5年11月10日まで

(6) 関係地区 別表のとおり

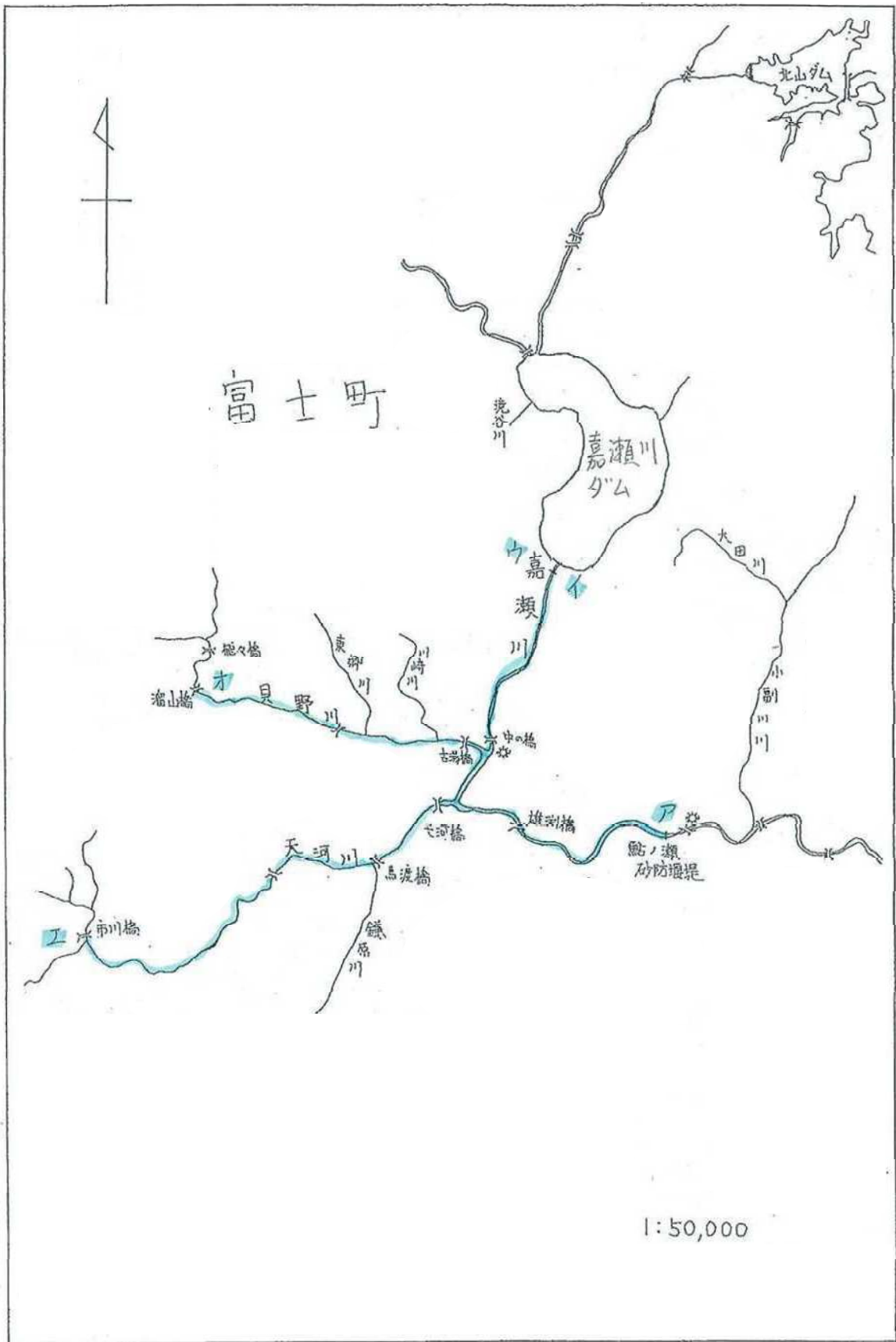
備考 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
内共第1号	第5種共同漁業	やまめ漁業 こい漁業 おいかわ・かわむつ漁業	2月1日から 9月30日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで	佐賀市富士町内の嘉瀬川、天河川及び貝野川の水域。	次の基点アから基点イと基点ウを結んだ直線の延長線上に至る嘉瀬川本流、基点エから下流の天河川及び基点オから下流の貝野川の水域。 基点ア 佐賀市富士町大字上熊川鮎ノ瀬砂防堰堤上流端 基点イ 北緯33度23分15秒8454 東経130度12分56秒8820 基点ウ 北緯33度23分16秒1457 東経130度12分56秒3213 基点エ 佐賀市富士町大字市川市川橋上流端 基点オ 佐賀市富士町大字市川溜山橋上流端	佐賀市富士町
内共第2号	第5種共同漁業	やまめ漁業 あゆ漁業 こい漁業 おいかわ・かわむつ漁業 うなぎ漁業 しろうお漁業 もくずがに漁業	2月1日から 9月30日まで 6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで	唐津市浜玉町及び七山内の玉島川、浜玉町内の谷口川、今坂川、小川、戸房川及び真手野川並びに七山内の狩川川、樽門川、野井原川、徳正川、細川川、馬川川、桑原川、滝川川、袋底川、仲子川、岳川、大屋敷川、木浦川及び仁部川の水域	次の基点アから上流の玉島川本流、谷口川、今坂川、小川川、戸房川、真手野川、狩川川、樽門川、野井原川、徳正川、細川川、馬川川、桑原川、滝川川、袋底川、仲子川、岳川、大屋敷川、木浦川及び仁部川の水域 基点ア 唐津市浜玉町大字浜崎 JR 筑肥線鉄橋下流端	唐津市浜玉町及び七山
内共第3号	第5種共同漁業	やまめ漁業 あゆ漁業	2月1日から 9月30日まで 6月1日から 12月31日まで	唐津市相知町内の伊岐佐川及び左伊岐佐川の水域	次の基点アから基点イと基点ウを結んだ直線に至る伊岐佐川本流及び基点エから下流の左伊岐佐川の水域 基点ア 唐津市相知町大字伊岐佐幸の元橋上流端	唐津市相知町

		こい漁業	1月1日から 12月31日まで		基点イ 唐津市相知町大字伊岐佐玉散りの 滝下流側第1番目の砂防堰堤右岸側 上流端から13.9メートルの地点	
		ふな漁業	1月1日から 12月31日まで		基点ウ 唐津市相知町大字伊岐佐玉散りの 滝下流側第1番目の砂防堰堤 左岸側上流端から13.9メートルの 地点	
		おいかわ・かわ むつ漁業	1月1日から 12月31日まで		基点エ 唐津市相知町と浜玉町との境界	
		もくずがに漁 業	1月1日から 12月31日まで			

【内共第1号】



【内共第3号】

